

知的障害者の犯罪

—刑務所における割合を減らすために—

根 井 優 華

目次

はじめに

1. 知的障害者とはどのような人たちか
 - 1.1 知的障害とは
 - 1.2 知的障害の特性

2. 知的障害者による犯罪の現状
 - 2.1 知的障害者による犯罪の数的現状
 - 2.2 知的障害者による犯罪の背景

3. 知的障害者と犯罪の問題
 - 3.1 裁判に伴う問題
 - 3.2 累犯する知的障害者
 - 3.3 刑務所の福祉施設化

4. 現状の支援と課題
 - 4.1 現在ある支援
 - 4.1.1 司法制度改革
 - 4.1.2 出口支援
 - 4.1.3 入口支援
 - 4.2 今後の課題

おわりに

参考・引用文献

はじめに

私はもともと犯罪や法律に興味を持っており、刑務所や少年院から出所した者が社会復帰をする際に直面する差別について研究したいと考えていた。また、ゼミや授業を通して見えない障害について知り、身の回りにいた発達障害者や、外からは分からない疾患を抱えた人々との関わり方について考えるようになった。出所者への差別と見えない障害という2つの問題意識を抱えている中で、山本譲司の『刑務所にしか居場所がない人たち-学校では教えてくれない、障害と犯罪の話-』を読んで衝撃を受けた。そこでは、神様に預けたお金を返してもらおうと言って賽銭箱から300円を盗んだり、車のダッシュボードから30円を盗んだりして実刑判決を受けている知的障害者など、社会に行き場がなく刑務所に戻るために犯罪を繰り返す人が取り上げられていた。彼らは「犯罪者」と「障害者」という二重の差別を受け、社会から排除されている存在だった。刑務所にいる犯罪者というと、凶悪な人間であるイメージがある。もちろん犯罪は悪いことであり罰せられる必要があるということは言うまでもないが、30円を盗んで刑務所に入るということはあまりにも想像とかけ離れており、知的障害者による犯罪の背景や、事件が起こってからの刑事司法手続きに知的障害者であるが故の問題があるのではないかと感じ、今回のテーマ設定に至った。

本論文の目的は、第一に刑務所に存在する知的障害者に注目し彼らの犯罪の現状とその背景を知ること。次に、その問題を整理し、刑務所における彼らの割合を減らすための支援を考えることである。

知的障害者の犯罪というテーマで論文を執筆するにあたって、まず、知的障害とはどのような障害で、知的障害者とはどのような人なのかを知る必要がある。第1章では現在の日本における知的障害の定義と障害特性について確認する。それをふまえて、第2章では知的障害者による犯罪の現状を提示し、その背景を考察する。第3章では知的障害者による犯罪に関する問題をとりあげる。第4章では問題解決のために現時点で行われている改革や支援について紹介し、残されている課題について考察する。

1. 知的障害者とはどのような人たちか

1.1 知的障害とは

日本には知的障害に関する法律がいくつか存在するが、その定義を明確に定めた条文はなく、法令によってまちまちの説明がされている。(内田ほか 2011:34)

日本における最も具体的な記述は厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」の用語解説である。¹この調査は在宅の知的障害児(者)の生活の実状とニーズを正しく把握し、知的

¹ 厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」

障害児（者）福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として5年周期で実施されているものだ。ここでは知的障害を「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。なお、知的障害であるかどうかの判断基準は「知的機能の障害」「日常生活能力」について設け、そのいずれにも該当するものとした。「知的機能の障害」については、標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど²⁾によって測定された結果、知能指数³⁾がおおむね70までのもの。「日常生活能力」については、日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa, b, c, dのいずれかに該当するもの。（※別記1省略）⁴⁾としている。⁵⁾

知能指数(IQ)は100を平均値としており、年齢に相応しい発達を遂げている人の検査結果は100前後の値を示す。しかし人間の知能指数は無限に伸びていくものではないため、加齢による必然的な結果の低下を防ぐために田中ビネー式知能検査では生活年齢の上限を17歳9ヶ月としている。前述した基準によると概ねIQ70以下が知的障害と判定されるため、それのみで判断するならば、12歳レベルの能力が知的障害の有無を決めるうえでの境界線ということになる。（内田ほか 2011:36-37）

その他の代表的な基準として、世界保健機関(WHO)の「国際疾病分類第10版」(ICD-10)⁶⁾が挙げられる。これは精神医学の場で診断時に使用する基準であり、診断名として知的障害に相当するのは「精神遅滞」である。その定義は「精神遅滞は精神の発達停止あるいは発達不全の状態であり、発達期に明らかになる全体的な知的水準に寄与する能力、例えば認知、言語、運動および社会的能力の障害によって特徴付けられる。」とされている。国際的にも信頼の高い基準であるため、裁判においても有効に活用される。（内田ほか 2011:37-38）

米国知的・発達障害協会(AAIDD)は、知的障害を「知的障害は、知的機能と適応行動(概念的、社会的および実用的な適応スキルによって表される)の双方の明らかな制約によっ

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1.html> (2019.12.14)

²⁾ 日本で使われている知能検査の方法。ビネー式はフランスのビネーが1911年に完成させたもので、それを基礎に田中寛一が改訂した「田中ビネー式知能検査」が多角的な検査法として日本で活用されている。ウェクスラー系はアメリカのウェクスラーが開発したものの。（内田ほか 2011:36）

³⁾ 知能指数(IQ)とは、知能水準を年齢で表した精神年齢を生活年齢で割り、それに100をかけて算出したもの。（内田ほか 2011:36）

$$IQ = \frac{\text{精神年齢}}{\text{生活年齢}} \times 100$$

⁴⁾ 本資料で省略されている

⁵⁾ 注1に同じ

⁶⁾ 2018年6月に約30年ぶりとなる改訂版ICD-11を公表したが、日本での適用には至っていない。

厚生労働省「ICD-11の日本への適用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343412.pdf> (2019.12.14)

て特徴づけられる能力障害である。この能力障害は、18歳までに生じる。」と定義している。また、その定義の前提として、(1)今ある機能の制約は、その人と同年齢の仲間や文化に典型的な地域社会の状況の中で考慮されなければならない。(2)アセスメントが妥当であるためには、コミュニケーション、感覚、運動および行動要因の差はもちろんのこと、文化的、言語的な多様性を考慮しなければならない。(3)個人の中には、制約と強さが共存していることが多い。(4)制約を記述する重要な目的は、必要とされる支援のプロフィールを作り出すことである。(5)長期にわたる適切な個別支援によって、知的障害がある人の生活機能は全般的に改善するであろう。の5項目が挙げられる。(太田ほか訳 2012:1)

これらの定義の共通点を整理すると、知的障害は、発達期(概ね18歳まで)に明らかになり、知的能力が低く(概ねIQ70以下)、社会適応能力が低く生活の困難があるという特徴があると言うことができる。(内田ほか 2011:40)

知的障害という用語は、1990年から始まった用語改訂運動によって提案されたものであり、それ以前は「他に適当な言葉がない」という理由だけで、長らく精神薄弱という否定的な価値観を含む語が使われてきた。1999年に法律における用語はすべて「知的障害」と変更されたが、その背景には知的障害のある本人の強い要望があった。(松友 1999:20-22)

障害を「医学モデル」と「生活モデル」という見方で考えることもできる。精神医学的な診断や発達検査による障害の有無や程度の判断は医学と心理学の知見をもとに行われている。その見地に立てば、障害は先天的、あるいは病気、外傷などの後天的要因による心身の故障と捉えられる。それが原因で不十分な能力しか発揮できないという考え方が「医療モデル」である。これに対し、今日の障害は「生活モデル」にとって捉えられることが主流になってきている。障害を持って暮らすことの困難を、心身機能だけに限定するのではなく、環境、社会との接点において理解する考え方だ。実際に知的障害者を支援している者にとっては、IQの数値、療育手帳の有無や障害程度の判定といったものさしは、その人を理解するための一部に過ぎず、年齢の分だけ重ねられてきた生活経験と人生を理解するには、本人の生活環境要因の把握が重要な意味を持つのだ。(内田ほか 2011:46-47)

いわゆる障害特性とは、生物学的なハンディを背負った知的障害者が対人関係や社会生活の中で自己を防御するために獲得した行動特性であるとも言えることができる。(内田ほか 2011:47)これまで知的障害の定義について考えてきたが、知的障害者はどのような特性を持っているのか、次節で詳しく述べていく。

1.2 知的障害の特性

知的障害者とはどのような人たちで、健常者と比べて具体的に何が違うのだろうか。知的障害者に典型的に見られる特性を、前節で扱った知的障害の定義に則って知的能力、社会適応能力の両面から見ていく。言うまでもなくこれらの特性には個人差がある。また、特性とされる思考や行動は独立させて考えられるものではなく、それぞれが複雑に影響しあいながら発現されるものである。ここではそれらの内の一部を取り上げているにすぎないということに留意していただきたい。

知的能力の特性として、短期記憶容量が狭い、概念的思考が広がらない、直感的な思考にとどまるという3つがあげられる。記憶には短期記憶と長期記憶の二種類があり、知的障害者はこのうちの短期記憶の容量が狭いために、一度に多くのことが覚えられず、言われたことをすぐに忘れてしまうという特徴がある。一方で長期記憶については健常者と異なっていないとされている。(内田ほか 2011:55)

概念的思考が広がらないということは、抽象的、概念的な思考が難しいということである。これは、子供の発達と比較して考えると分かりやすい。前節で述べた通り、知的障害者のIQは概ね70以下とされ、12歳すなわち小学生高学年程度の発達年齢であると考えられる。発達心理学ではこの時期を成長の転換期として捉えており、言語能力、概念的思考能力が伸びる時期である。目の前にない世界を想像し、文章表現として組み立てたり、物事の原因について思考したり、これからどうなるか予測したりすることができるようになるといった変化が起きる時期なのだ。知的障害者はこの節目を超えられず、見えないものを想像して考えるという成長が十分に果たされていない場合がある。また、時間や数量などの概念の理解が難しいという特徴もあげられる。そのために過去に起こったことを時系列順に思い出したり、先のことについてスケジュールを立てたりすることが苦手である。(内田ほか 2011:56-57)

直感的な思考にとどまるということは、「もしこうだったらどうなるか」という仮定条件に基づいた思考が不得手だということだ。これは、物事の見通しを立てるということだけでなく他者の心情への予測を立てることへの困難をも意味している。(内田ほか 2011:57-58)

これらの知的特性はコミュニケーションに大きく影響している。知的障害者の言語とコミュニケーションには、(1)細切れで断片的な話し方をする。(2)相手の質問に合わせた答えをすることが難しい。(3)話題が限定的である。(4)順序立て、まとまった話をするのが苦手である。(5)非言語的表現に敏感に反応する。という5つの特性がよく見られる。(内田ほか 2011:51-54)また、理解していないことを相手に知られたくないという心的特性を背景にして、内容の理解をしていなくても理解したように振舞ったり、(内田ほか 2011:53)叱責されることや反論されることを恐れ、迎合的な受け答えをしてしまうこともある。(山本 2006:64)

次に、社会の中での生活の特徴を挙げていく。これは特にIQ水準が比較的高い軽度の知的障害者に見られるものである。AAIDD (2012=2009:157)には、「生涯を通じて、限定された知的能力と行動能力ゆえに攻撃の対象となるのは、このグループの成員に共通した体験である。成人になると、こうした人々は学業スキルに問題があり、貧困であることも多く、不完全な就業または失業状態で、自立した生活を営めない傾向がある。」と記述されている。ここでいうこのグループの成員とは、IQ水準が比較的高い知的障害のある人のことだ。彼らは障害の有無が判断しにくく認知率が低いことや、周囲からの期待値が高いことなどによってしばしば日常生活における弱みを増大させてしまっている。

人類における知的障害者の出生率は、全体の2%から3%と言われている。⁷しかし、内閣府が発行している『障害者白書』の令和元年版によると、知的障害者の数は約108万2千人

⁷ 「知能テストの得点が正規分布するように構成されていることから、知能指数分布は正

である。⁸日本の人口は令和元年11月段階で約1億2618万人であるから、⁹単純計算で日本には250万~380万人の知的障害者がいてもおかしくないということだ。これは、知的障害者の認知率の低さを表している。障害者白書に記されている数は障害者手帳（療育手帳）を所持している人数に過ぎない。つまり、知的障害者、特にその八割を占めると言われている軽度知的障害者のほとんどは福祉とのつながりを持っていないということだ。（山本 2009:222）とはいえ、知的障害者の認知度は年々増えており、2011年と比較すると約34万人増加している。¹⁰

2. 知的障害者による犯罪の現状

知的障害者による犯罪を考える上で、知的障害者とはどのような人たちかを知るため、前章では知的障害の定義とその障害特性について述べた。本章では刑務所における知的障害者の数やその罪名などの現状を調べるとともに、彼らが犯罪を犯す原因について考察する。

2.1 知的障害者による犯罪の現状

刑務所にいる受刑者の約20%が知的障害者だという指摘がある。これは法務省が発行する「矯正統計年報」のデータを基にして、知的障害の領域とされるIQ69以下の者の割合を出したものだ。¹¹（内田ほか 2011:12）（山本 2006:13）実際に、2018年度の法務省「矯正統計年報」¹²によると、新受刑者18,272名のうち知能指数相当値¹³が69以下の者は3,493

規分布であり、その平均値は100であるから、標準偏差を15とすると、理論的には(中略)知的障がい領域内となるIQおおむね70以下の出現率は約2,25%と算出される。」（内田ほか 2011:12）

⁸ 内閣府「障害者白書」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/pdf/ref2.pdf> (2019.12.14)

⁹ 総務省統計局「人口推計」

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html> (2019.12.14)

¹⁰ 注8に同じ

¹¹ 厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

https://www.jsrpd.jp/static/houkoku/pdf/h20_suishin_happyou01.pdf (2019.12.17)

¹² 法務省「矯正統計年報」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html (2019.12.16)

¹³ 2012年度から統計上の名称が「知能指数(相当値)」から「能力検査値」に変更されているが、検査方法は変わっておらず、同じ数値を表している。

名で、その割合は19%である。テスト不能者が1,160名いることを踏まえると、その数は20%を超えると考えられる。一般社会での知的障害者の出現率は2%~3%だと言われているため、刑務所内での割合はその数10倍近いということになる。知能指数の値のみで知的障害とは判定できないうえ、認知症の者も存在すると考えられること、さらには受刑者に対する能力テストはCAPAS¹⁴という独自のもので、一般の知能指数検査とは方法が異なることもあり正確な数値は不明である。

刑務所内にどれほどの知的障害者が存在しているのかに関しては様々な説があり、依拠するデータによってその答えは大きく乖離する。2013年の法務省による「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」では、全国77か所すべての処遇施設を対象とした「処遇概況等調査」が報告されている。¹⁵これによると、平成24年度末時点において調査対象施設の受刑者総数56,039人の内、知的障害者またはその疑いのある受刑者は1,274人である。(F指標¹⁶及び刑執行開始時の処遇調査未了者は除かれている)これは全ての処遇施設を対象とした唯一の調査結果であり、現時点で最も実態を反映しているデータであると言える。しかし、刑事施設において知的障害の診断をすること自体がはらむ問題もある。¹⁷第一の問題は、知的障害の定義のあり方である。第1章で述べたが、日本では法令等によって「知的障害」が定義されておらず、各施設における診断基準は必ずしも統一されていない。第二に、診断体制の問題がある。刑事施設には知的障害を診断する専門スタッフが少なく、個別に詳細に調査することが難しい。また、「刑務所のように高度に構造化され、行動様式がルーティーン化された環境では知的障がいの特徴は表れにくいこと、また、(中略)心理技官の多くは(中略)軽度の知的障がいの行動や思考様式について十分な訓練を受けていないことを自覚しなくてはならない」浜井(2011:102)。以上を踏まえてこの調査結果の数字は実態よりも低いのではないかという意見もある。¹⁸いずれにせよ、施設によってその数に差はあるが障害者の受け入れを前提としていない一般刑務所の中に知的障害を持った受刑者が一定数存在することは事実である。

ここで注意しておきたいのは、知的障害と犯罪に直接的な因果関係はないということだ。ある人に知的障がいがあるからといって、障がいの存在自体がその人が犯罪行為に至る直接的な原因となったり、犯罪行為に至るリスクを高めたりしていることは証明されていない。(内田ほか 2011:67)山本(2006:13)は更に「知的障害と犯罪動因との医学的因果

¹⁴ 「おもに成人受刑者の能力や学力を測定するために財団法人矯正協会によって開発された検査。(中略)集団で実施される能力検査Ⅰと個別に実施される能力検査Ⅱに分かれ、前者は主に作業適性や思考判断能力を、後者は基礎学力を測定する項目で構成されている」(鴨下・松本ほか 2009:60)

¹⁵ 法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00072.html (2019.12.17)

¹⁶ 日本人と異なる処遇を必要とする外国人のこと

(法務省「平成30年度版 犯罪白書」)

http://hakusyol.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_2_4_2_1.html (2019.12.17)

¹⁷ 注15に同じ

¹⁸ 注15に同じ

関係は一切ない。それどころか、ほとんどの知的障害者は規則や習慣に極めて従順であり、他人との争いごとを好まないのが特徴だ」と述べている。

知的障害者による犯罪の特徴を、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」で報告されている、平成24年1月1日から同年9月30日までに入所した知的障害を有する受刑者548人を対象とした「知的障害受刑者調査」から見ていく。罪名は多い順に窃盗(52.7%)、詐欺(7.1%)、覚せい剤(5.7%)、強制わいせつ(4.2%)、傷害(4.2%)である。入所受刑者総数では、窃盗(34%)、覚せい剤(26.2%)、詐欺(7.7%)、道路交通法違反(5%)、傷害(4.1%)であり、比較すると知的障害受刑者の窃盗、強制わいせつ・同致傷の割合が高く、覚せい剤取締法および道路交通法の違反の割合が低いことがわかる。また、知的障害受刑者では窃盗が半数を超えていることが特徴だ。その手口は、万引きが44.3%、侵入盗が29.4%であり、詐欺では53.8%が無銭飲食である。つまり、知的障害受刑者の23.4%が万引きで受刑しているということになり、計画性が低く軽微な犯罪が多いと言える。

2.2 知的障害者による犯罪の背景

知的障害と犯罪行為に直接席な因果関係はない。ではなぜ刑務所内に比較的高い割合で知的障害者が存在するのだろうか。その背景について考察していく。

厚生労働科学研究「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」の平成20年度総合研究報告書¹⁹では、知的障害を有する受刑者の犯罪動機についての項目がある。これによると、調査対象となった知的障害を有する受刑者の犯罪動機は、困窮・生活苦(36.8%)、利欲(20.7%)、性欲(9.3%)となっている。この調査は、2006年に全国の一般刑務所15か所の受刑者のうち、知的障害者またはその疑いがあると判断された410名を対象として行われた調査である。「これらの統計から考察すると、知的障がい者には、困窮や生活苦からの犯罪が最も多く、次いで欲求や感情抑制能力の不全による犯罪が多いと言える。」(内田ほか 2011:19)一章で述べたように、知的障害者は「学業スキルに問題があり、貧困であることも多く、不完全な就業または失業状態で、自立した生活を営めない傾向がある。」(AAIDD 2012=2009:157)このような現代社会に生きる知的障害者の多くが持つ典型的な生活経験が、彼らを社会、経済、心理的に不利な状況に置き、その結果として犯罪行為に至るプレッシャーを高めているのではないだろうか。(内田ほか 2011:72)

法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」の知的障害受刑者調査によると、刑事施設入所前の居所について「住居不定」が知的障害受刑者では27.2%で入所者総数に比べて7%高く、家族状況では未婚率が入所者総数39.1%に対して72.9%とかなり高くなっている。また、入所前就労状況では「無職」が75.6%で入所者総数68%より高く、尚且つ「有職」の者であっても、安定就労である者はそのうちの約半数である。さらに、無職者のうち、生活保護や親族等からの支援を受けず主な収入源のない者が20.7%にも昇

¹⁹ 厚生労働科学研究「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=200827004B>
(2019.12.18)

る。教育歴では、中学校卒業以下が入所者総数 41.8%に対して知的障害受刑者では 72.3%である。

これらのデータから、教育、雇用、経済的な問題を抱える知的障害受刑者が多いことがわかる。また、家族関係が不安定になっているケースも多く見られる。知的障害受刑者の多くは、これらの問題が相互に関連し、社会的に孤立した状況に置かれていると考えられる。

また、不況、雇用のやせ細り、超高齢社会などの社会の難題が最も早く、最も先鋭化して現れるのは一番弱い層であるという事実がある。「罪を犯す障害者」の問題の背後にも、福祉や司法、教育、医療などのケアの領域が社会変容の直撃を受けているという現実があるのだ。(佐藤 2013:44-45)知的障がい者の犯罪の背景には、知的障害者を取り巻く社会の問題があると言えるのではないだろうか。

3. 知的障害者と犯罪の問題

前章では、刑務所内に比較的多くの知的障害者が存在しており、彼らの中には計画性が低く軽微な罪を犯した者が多いこと、その背景には社会的孤立に追い込まれやすい知的障害者が抱える問題があることを述べた。本章では知的障害者であるが故の刑事司法手続きに伴う問題や、社会に居場所がないことによって起こる知的障害者の犯罪の問題点について指摘していく。

3.1 刑事司法手続きに伴う問題

刑務所に多くの知的障害者が入所している理由として、知的障害者の刑事司法手続きへの弱さが挙げられる。

日本では警察に検挙され、検察庁に送られる事件のうち約 80%が検察の段階で最終的な処分をうけて刑事手続きを終了する。裁判官による正式な裁判を受けるのは約 7%に過ぎない。そのうち実刑になるものはもっと少なく、送検された事件全体のうちの 2%に満たない。(浜井 2009:101-103)いわば「98%の人が不起訴や罰金刑で勝ち抜けるゲーム」(浜井 2009:116)なのだ。勝つための条件は、財力(被害弁償等)、人脈(身元引受人等)、知的能力(内省力・表現力)である。一般的に、家族や仕事があり社会基盤がしっかりしている者や、経済的に豊かな者は、弁護士の支援も受けやすく、被害者に弁償をすることで示談を得やすい。コミュニケーション能力の高い者は、取り調べや裁判の過程で、警察官や検察官、裁判官の心証をよくするために、場に応じた適切な謝罪や自己弁護等ができる。その結果、こうした人々は、起訴猶予、略式裁判(罰金)、執行猶予を受けやすく、実刑判決にはなりにくい。これに対して、受刑者の多くは、社会基盤が脆弱であるものが多い。(浜井 2009:117)

知的障害者は、この勝つための条件を満たすことが難しい。その理由は、2章で述べたように社会的に孤立した状況に陥りやすいことから財力、人脈を得にくいということに加

え、知的障害の特性によって場に応じた適切なコミュニケーションをとることが難しいということがある。

1章で述べたが、知的障害には、短期記憶容量が狭い、概念的思考が広がらない、直感的な思考にとどまるという3つの知的特性がある。刑事司法手続きの中には警察や検察による取り調べがあるが、短期記憶容量が狭く、時間や数量などの概念の理解が難しい場合には、過去に起こったことを時系列順に思い出して話さなければいけない取り調べは困難を伴う。また、仮定条件を伴う思考が不得手で他者の心情への予測を立てることが困難であれば、取り調べや裁判の過程で場に応じた適切な謝罪や自己弁護ができず、警察官や検察官、裁判官の心証が悪くなる。

それだけでなく、コミュニケーションの特性には内容の理解をしていなくても理解したように振舞ったり、叱責されることや反論されることを恐れ、迎合的な受け答えをしてしまったりすることも挙げられ、自白調書に強く依存している我が国の刑事司法の中で、知的障害者がその特性ゆえに、取調べや公判において、事実と反する供述へと強引に誘導されるような場面があるのではないかという懸念もある。(山本 2006:64-65)

そもそも、逮捕から実刑判決までの仕組みやそこで使用される用語は難解なものが多く、それを全ての知的障害を有する被疑者が理解しているとは思えない。知的障害者に訴訟能力があるのかということに関しては山本(2006:232)は、知的障害者の発達年齢が、軽度でも小学校6年生相当であることを踏まえて、「通常、未成年が罪を犯した場合、刑法は適用されず、少年法による審判が行われるわけだが、それを考えると、知的障害者に関しても、同様の手続きがあってしかるべきではないかと思う。」と提言している。

3.2 累犯する知的障害者

知的障害者の犯罪の問題として、その再犯率の高さが挙げられる。法務省「矯正統計年報」の「新受刑者の罪名及び入所度別 精神診断」によると、知的障害があると判断された受刑者303名のうち199名、65.7%が再入所者である。そのうちの15名は10度以上入所している。

法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」の「知的障害受刑者調査」によると、知的障害受刑者には、年齢が上がるにつれて入所度数も増える傾向が一見られ、65歳以上では5度以上入所している者が68.5%を占める(入所受刑者総数では43.9%)。また、入所度数の平均値は、知的障害受刑者が3.8度、入所受刑者総数が3.1度であり、統計的な差が認められる。入所度数別に見ても、知的障害受刑者は入所受刑者総数と比べて、「5度以上」の比率が高い。

また、再犯までの期間が1年未満の者が52.2%で、入所受刑者総数に比べて再犯期間が短い特徴が見られる。これについて詳しく調べると、年齢層では「29歳以下」及び「65歳以上」、入所度数では「5度以上」、配偶者状況では「未婚」、教育歴では「中学校未了」、就労状況では「無職」、そして主な収入源がない者が再犯期間が短い。また、前刑出所事由は、仮釈放よりも満期釈放の方が短く、その際の帰住先は「雇い主のもと」や「親族のもと」よりも「自宅(親族なし)」、「帰住先なし・不明」及び「福祉施設」の方が再犯期間が短くなっている。つまり、十分な教育機会を得られず、経済的に困窮してい

て周りに親や配偶者、雇い主などの近い人がいない者が刑務所を出た後すぐに再犯をしているということだ。住居に関しても、再犯者では前刑入所前も半径入所前も共に「不定・浮浪」の者が60%に上る。

これらのデータから、再犯には刑務所を出た後に社会での居場所があるかどうかに関係していると推測できる。入所度数は年齢との関係が強い²⁰ことから、65歳以上で再犯を繰り返す者は、社会に居場所がなく刑務所の入出を繰り返して年齢を重ねたケースが多いとみられる。また、何度も刑務所を出入りするということは、一度の刑が短い比較的軽微な罪であるということでもある。

再犯は刑法第56条で「懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときには、再犯とする。」²¹と定められている。さらに第57条では「再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。」²²という再犯加重について定めており、3犯以上についてもこれと同じである。²³つまり、刑務所に入所していたものが満期または仮釈放によって退所してから5年以内に再び罪を犯すと刑期が長くなるということだ。そうして何度も犯罪を繰り返すことを累犯という。

刑務所内の知的障害者の割合は、こうした累犯する者たちによってあげられているという側面もある。

3.3 刑務所の福祉施設化

多くの障害受刑者や高齢受刑者が出所後、社会に居場所がなく刑務所に戻ってきてしまっている状況を、「刑務所の福祉施設化」ということがある。この問題が世間に知られるきっかけになったのは、2006年に起こった下関駅放火事件である。この事件の犯人は軽度知的障害であったが、取り調べの際に事件の動機について「刑務所に帰りたい」と述べた。²⁴刑務所とは、通常行きたくない場所であるはずだ。刑罰には一般予防効果が備わっていると考えられており(高橋 2016:532)、犯罪予防のためにも行きたいと感じるような場所であってはいけない。彼らが生きている社会はそれほどまでに厳しいものだということだ。

²⁰ 注15に同じ

²¹ e-Gov 法令検索「刑法」

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=140AC000000045#310 (2019, 12, 18)

²² 22に同じ

²³ 刑法59条(22に同じ)

²⁴ ヨミドクター「ひとりぼっちにしないー下関駅を消失させた男性の社会復帰」

https://www.bengo4.com/c_1009/n_9035/ (2019. 12. 19)

厚生労働科学研究「真犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」²⁵には、「家族も福祉制度という支えもないゆえに、軽度な犯罪を繰り返し刑務所に収容される現状が明らかになった。住む家もなく、経済的にも追い詰められ再犯を犯すまでに数日間、食事をすることもできず水だけの生活をしていたものが何人もいた。」とある。ここからも累犯する知的障害者が社会から孤立し刑務所を居場所としている現状が分かる。

社会において知的障害者の支援を担っているのは福祉であり、親族や雇い主などの身元を引き受けてくれる人がいなかったり家がなかったりする知的障害受刑者が出所した後の帰住先の候補として福祉施設が挙げられるはずである。しかし、法務省「矯正統計年報」²⁶によると、2018年に刑務所を出所した者のうち行き先が福祉施設だった者は2.1%だ。2006年には0.1%にも満たなかったことを考えると約10年の間に増加していると言えるが、高齢化が進んでいる日本と刑務所の現状を考慮するとその割合は未だ低く留まっている。福祉施設にとって触法障害者を受け入れるハードルは未だ高いのである。(山本 2018:101-102)

その背景には、長い間知的障害者の犯罪がマスコミや社会からタブー視されてきたことがある。障害者が起こす犯罪は隠蔽され、触法障害者は「この社会にはいない者」とされてきた。それによって多くの福祉関係者は彼らを極めて特異な者として受け取り、福祉の対象から外してしまう。そうした状況の中で罪を犯した知的障害者は福祉から見放されてきた。(山本 2006:213-217)

変化があったのは10年ほど前のことであり、そこで初めて、障害を持つ者が刑事施設の中に一定数存在することが公に認められた。高齢受刑者の存在と合わせ、刑務所が最後の「セーフティーネット」になっている現状が明らかになった。(佐藤 2013:44)

一方で、障害者の犯罪を報道し、その存在を社会に知らせる事にはリスクもある。障害者は犯罪を犯しやすいといった誤解と偏見をうむことになり得るからだ。(山本 2006:30) 知的障害者と犯罪を考える上では、常にその背景にある社会全体の問題に目を向ける必要がある。

4. 現状の支援と課題

3章では知的障害者と犯罪の問題として、刑事司法手続きにおいて不利な状況に陥りやすいことや、刑務所から出所しても社会に居場所がなく罪を繰り返す累犯、そのような現状から刑務所が福祉施設化していることを述べた。それらの問題を解決するためには、知的障害者の社会生活を支援する福祉と、犯罪についてを担う司法との連携が必要不可欠である。最終章である本章では、近年広まりつつある福祉と司法の連携を目指す制度について紹介し、今後の課題について考察する。

²⁵注 19 に同じ

²⁶ 注 12 に同じ

4.1 福祉と司法の連携の現状

2000年代後半に初めて障害を持つ者が刑事施設の中に一定数存在することが公に認められてから、問題が認識されるようになり、改善に向けた動きが始まった。本節では司法と福祉が連携して行われた改革と支援について述べる。

4.1.1 刑務所改革

およそ100年の間、日本では「監獄法」という法律に基づいて刑務所の運営がされていた。しかし、2002年に名古屋刑務所における受刑者暴行致死事件が発覚し、秩序を優先する行刑の問題が明るみになった。これを契機として、「監獄法」は2005年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(受刑者処遇法)」へと全面改正され、2006年から施行されることとなった。²⁷「この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする」²⁸法律で、改革の大きな方針として、受刑者の人権尊重、行政運営の透明化、矯正教育の重視が挙げられる。(山本 2006:224-228)

その他にも、障害のある受刑者への福祉的処遇のための取り組みとして、障害者心理職やソーシャルワーカーの配置、刑務官の社会福祉施設における研修などがなされた。²⁹職員不足によって矯正教育や医療が十分であるとは言えない刑務所が多いが、問題解決に向けて制度は大きく改善している。(山本 2018:138-139)

また、新たな試みとして「PFI方式刑務所」が新設された。PFIはプライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、半官半民で運営されるイギリスで生まれた刑務所制度のことだ。日本では2007年に導入され、現在山口、栃木、兵庫、島根の4県にある。刑務所ではなく「社会復帰促進センター」という名称と呼ばれ、社会復帰できるよう責任感と自主性を培うことに重きを置いている。知的障害者に向けても「特化ユニット」という専門的な対応をする区域を設け、障害特性に合わせた処遇を行っている。代表的なものにコミュニケーション能力を向上させるための講習があり、物事を順序立てて考える練習やトラブルになりにくい話しかたの練習をしている。他にも、NPOが参加して、成功体験を得る

²⁷ 法務省「刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘留所)」
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse03.html (2019. 12. 19)

²⁸ 衆議院「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/16220050525050.htm
(2012. 12. 19)

²⁹ 島谷綾郁「刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/vetrdi/3/1/3_125/_pdf/-char/en (2019. 12. 19)

ことで「やればできる」という実感をもたせたり、感情表現の練習をしたりする教習もある。(山本 2018:139-143)

このように、福祉を取り入れた刑務所の改革は大きく進んでいる。しかし、障害のある受刑者の社会復帰を促進したり、再犯を防いだりするためには、刑務所内改革だけでは不十分である。さらには、福祉による支援が停滞しているなかで刑務所内福祉が充実してしまうと、結果的に再犯を繰り返して実刑判決を受ける障害者がより増えていき、刑務所への障害者の流入が加速される危険性もありうる。(山本 2006:230)それでは刑務所の福祉施設化をさらに進めているとも言えてしまう。福祉支援の充実、さらには社会に出る出所者を福祉につなげる出口での支援が必要である。

4.1.2 出口支援

社会に居場所がないために再犯に至ってしまうという状況を解決するための、刑務所を出る際の支援のことを「出口支援」という。(山本 2018:143-144)

厚生労働省の事業として、平成 21 年から 24 年にかけて「地域定着支援センター」が全ての都道府県に設置された。刑務所を出ても居場所がない人を、福祉や支援団体につなげるための機関である。親族などの身元引き受け人がいなかったり、家がなかったりする出所者が向かう先には、福祉施設以外にも「更生保護施設」や「自立準備ホーム」がある。共に行き場のない出所者が一時的に滞在できる施設のことである。更生保護施設は原則として働ける状態の出所者を対象としており、就職支援などを行う。(山本 2018:143-145)

「自立支援ホーム」は、平成 23 年度から開始された「緊急的住居確保・自立支援対策」によって登場した施設で、NPO 法人等が管理する施設の空きベッド等を活用するものである。あらかじめ保護観察所に登録しておき、保護が必要なケースについて保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託されている。

³⁰2008 年 4 月 1 日現在の登録事業者数は 395 である。³¹

出口支援は広まってきていると言えるが、抱えている問題も多く、十分であるとは言い難い。大部分の施設は罪名や障害の有無によって出所者を選別している。すぐに働けるようになる人や、集団生活の中でトラブルを起こしにくい人を優先して受け入れたいと考えるからである。そんな中で彼らへの支援は障害を持った出所者を受け入れる数少ない施設に頼っている状況だ。罪を犯した知的障害者を支援する制度は少しずつ広まっているとはいえ、彼らは未だ社会の隅に追いやられている。(山本 2018:146-151)

4.1.3 入口支援

入口支援は、刑務所に入る前の刑事司法手続きにおける支援のことだ。2013 年には検察庁に「社会復帰アドバイザー」と呼ばれる社会福祉士が配置され、起訴されない見通しの

³⁰ 法務省「行き場のない刑務所出所者等の住居の確保～更生保護施設等の役割～」
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00029.html (2019.12.19)

³¹ 法務省「平成 30 年度版犯罪白書」第 2 編第 5 章第 5 節 3

http://hakusyol.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_2_5_5_3.html (2019.12.19)

人や執行猶予が付きそうな人に対する、地域生活支援センターや福祉施設と連携をとった支援が開始された。警察、検察の捜査の段階から福祉の専門家が関わる仕組みができていくケースもある。(山本 2018:152-155)

しかし、出口支援における地域生活定着支援センターのような調整の仕組みがない³²ために、一部の問題意識を持つ弁護士や検察官の取り組みの範囲内に収まってしまっており、十分な支援の制度ができていないとは言えない。(山本 2018:152-155)

また、福祉につないだとしても、地方自治体における「縦割り」と福祉支援全体を統括する窓口の欠如によって、高齢の知的障害者などに対する支援に課題が残る。³³これは行政による福祉全体の課題でもある。

4.2 今後の課題

これまで本章であげた取り組みから、刑務所の中と出口に関しては問題改善に向けた動きが広まっていると言える。しかし、刑務所に入る前の入口に関する支援は不十分である。3章で述べた「勝ち抜けるゲーム」に勝つための条件を揃えられるような支援が必要だ。また、逮捕から裁判までの司法手続きの中で知的障害者をその特性を考慮することなく扱うということは、彼ら本人にとって問題があるだけでなく、起こったことを正確に知ることが難しいという点で社会にとっての不利益になり得る。刑事司法手続きに関わる警察、検察、裁判官、弁護士などが福祉についての教育を受ける機会を設けるべきではないだろうか。中でも、検察官は刑事司法手続きにおける決定権を有する割合が高いため、特にこの必要があると考える。

知的障害があることを証明する療養手帳を持っていなければ、刑務所に入所して検査を受けるまでその人の知的能力がどれほどあるのかは分からない。逮捕、起訴された人に知的障害があるか確認する手段は限られており、個人の判断に依るところが大きい。この間に関わる警察官や検察官に福祉の知識があり障害特性に関する理解があれば言葉をやり取りする過程で特徴に気がつく可能性は上がり障害について確認する機会は増えるのではないだろうか。

そもそも、知的障害に共通した定義や統一された判断基準がないことに課題が残されている。療育手帳所持の基準が都道府県によって異なることで、受刑中の手帳取得に困難を伴うだけでなく、土地ごとに福祉との繋がり方に差が生まれてしまう。また、社会において主に使われる知能検査方法と、刑事司法手続きの中で使用されるもの、刑務所の中で使用されるものが異なっていることは司法の中の知的障害者の不透明感を生み出している要因になっていると考えられる。

さらには、入口に向かわせない、つまり犯罪を起こさせないことが最も重要である。そのためには知的障害者と福祉を繋ぎ、知的障害者にとって生きづらい社会を変化させる必要がある。社会生活を支援する福祉、そして社会全体の意識を変えなければ、この問題を根本的に解決することはできないだろう。

³²法務省「法務省資料」 <http://www.moj.go.jp/content/001225468.pdf>

³³ 注 32 に同じ

知的障害と犯罪行為に直接的な因果関係はなく、知的障害があるからといって犯罪を起こしやすいということはない。彼らのうちのほとんどは犯罪をせずに社会の中で生きているのだ。しかしそれは、親族や福祉の存在、教育、就職など生きている過程で何らかの助けを得られたものであるとも言えよう。それらの支援の網をすりぬけ、様々な負の循環のなかで生活苦、社会的孤独に陥り犯罪に至ってしまう者が存在することもまた事実である。

さらに、罪を犯した知的障害者は、障害と犯罪者という2つの差別によって多くの場合社会から排除される。しかし、社会からの排除の先には再犯がある。治安の向上のためにも、社会全体が彼らを排除するのではなく受け入れる姿勢へと変化する必要がある。

おわりに

本論文では、刑務所に知的障害者が多く入所しているという事実を取り上げ、罪を犯した知的障害者に関わる問題とその解決に向けた支援について述べ、今後の課題について考察した。知的障害者による犯罪の背景には、知的障害者を取り巻く教育、経済、雇用などの社会的な問題がある。刑務所が社会から孤立した彼らにとってのセーフティーネットになっているのである。これらの問題を解決するためには福祉と司法が連携することが必要であり、刑務所改革や地域定着支援センターの設置などが行われた。しかし、一番重要なのは彼らに犯罪をさせないことだ。そのためには知的障害者と福祉を繋ぎ、知的障害者にとって生きづらい社会を変化させる必要がある。

ここまで本論文では罪を犯した知的障害者に焦点を当ててきたが、その根本的な解決のためには、現在の知的障害者福祉が抱える問題を解決する必要がある。人員不足を始めとする福祉現場における問題検討も残された課題である。また、現在の日本の刑務所には知的障害だけでなく様々な障害を抱えた受刑者や高齢受刑者が存在している。刑務所がセーフティーネットとなっている現状については彼らも共通した問題を抱えており、今後検討していく必要がある。

参考・引用文献

- 赤塚俊治, 2008, 『新知的障害者福祉論序説』中央法規出版
内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦, 2011, 『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援-司法と福祉の協働実践-』現代人文社
内山喜久雄監修, 斉藤義夫・小林重雄編, 1978, 『知的障害事典』岩崎学術出版社
鴨下守孝・松本良枝ほか編, 2009, 『改訂矯正用語辞典』東京法令出版

佐藤幹夫, 2013, 『知的障害と裁き:ドキュメント千葉東金事件』岩波書店

島谷綾郁, 2019, 「刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究」. 『敬心・研究ジャーナル』3巻1号 125-134
https://www.jstage.jst.go.jp/article/vetrtdi/3/1/3_125/_pdf/-char/en (2019. 12. 19)

高橋則夫, 2016, 『刑法総論第3版』成文堂

長谷川泰造, 1999, 「正当な裁判を受ける権利」. 松友了編『知的障害者の人権』明石出版

浜井浩一, 2009, 『2円で刑務所、5億で執行猶予』光文社新書

浜井浩一, 2011, 「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方-犯罪学からの提言-」 『犯罪社会学研究』36号. 76-106.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjscri/36/0/36_KJ00007706887/_pdf/-char/ja (2019. 12. 17)

保木正和・藤藪賢治・工藤弘人・井部文哉・山口悦照・浅野千晶, 2003, 「CAPAS能力検査I・IIの再検討」 『中央研究所紀要』13号. 101-111.
<https://www.jca-library.jp/resource/kiyou/PDFfile/13-03.pdf> (2019. 12. 17)

松友了, 1999, 「知的障害者の人権」. 松友了編『知的障害者の人権』明石出版

山本 譲司, 2003, 『獄窓記』ポプラ社

山本 譲司, 2006, 『累犯障害者』新潮社

山本 譲司, 2008, 『続獄窓記』ポプラ社

山本 譲司, 2018, 『刑務所しか居場所がない人たち-学校では教えてくれない、障害と犯罪の話-』大月書店

the American Association on Intellectual and Developmental Disabilities (AAIDD), 2010, “Intellectual Disabilities: Definition, Classification, and Systems of Supports - 11th ed.” (=2012 太田俊己ほか訳『知的障害:定義、分類および支援体系』日本発達障害福祉連盟)

厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1.html> (2019. 12. 14)

厚生労働省「ICD-11の日本への適用について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343412.pdf> (2019. 12. 14)

厚生労働省「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」
https://www.jsrpd.jp/static/houkoku/pdf/h20_suishin_happyou01.pdf (2012. 12. 18)

厚生労働科学研究「真犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=200827004B> (2019. 12. 18)

総務省統計局「人口推計」
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html> (2019. 12. 14)

衆議院「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/16220050525050.htm (2012. 12. 19)

内閣府「障害者白書」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/pdf/ref2.pdf>
(2019. 12. 14)

法務省「矯正統計年報」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html (2019. 12. 16)

法務省「平成 30 年度版 犯罪白書」

http://hakusyol.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_2_4_2_1.html (2019. 12. 17)

法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00072.html (2019. 12. 17)

法務省「行き場のない刑務所出所者等の住居の確保～更生保護施設等の役割～」

http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00029.html (2019. 12. 19)

ヨミドクター「ひとりぼっちにしないー下関駅を消失させた男性の社会復帰」

https://www.bengo4.com/c_1009/n_9035/ (2019. 12. 19)

